

新型コロナウイルス対応における進歩・進級の考査方法、考査基準に対する
特別措置の具体例

一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟
県連盟コミッショナー 小林 透
進歩・国際担当副コミッショナー 澤田浩久

《基本的な考え方》

【考査の原則（7-33）】

進歩及び進級課目の考査は、本運動の目的及び基本方針に適合した状況の下で、**隊長の責任において**行う。ただし、隊長は、特定課目に関する考査を自己の責任において他の者に委託することができる。

② 進歩及び進級課目の考査は、課目に示された能力を体得し、それが実際に役立つものであるかどうかを認定するものである。

③ 進歩及び進級の考査は、技能についてのみでなく、**「ちかい」と「おきて」の実践を重視**する。

【考査の基準（7-34）】

考査の基準は、スカウトの年齢、知能、体力、特質、発育の程度及び生活環境によって**一律に考えるべきではない**が、いかなる場合もその最低基準線はこれを守らなければならない。

特別の考査基準、考査方法を設ける際、「野営、ハイク等の野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならない細目」については、活動制限の緩和に合わせて「後日実施すること前提」として、「一定の成果および考査の計画(※)」をもって考査することができる。

(※) その時点で実行可能な訓練や準備（知識、技能、安全、心構え等）の確認、および日程を除く具体的な考査方法の計画等、後日実施されることを見込まれることを示すもの)

《留意点》

- ① **柔軟な対応**：スカウトの置かれている環境に合わせ、活動の方法や考査の方法を柔軟に設定する。野外での実施や対面での実施が必要なものは後日の挑戦を前提に承認し、進歩を進める。
- ② **活動を通しての進歩**：単に課題を出すのではなく、進級課目に興味を抱き、制限された環境下でできる活動の実行を伴った進歩への取り組み（プログラム）を提供する。
- ③ **パトロールシステムの活用**：活動の制限、スカウト環境、地域状況に合わせ、可能な限り部門に合わせたパトロールシステムを活用して進歩を進める。
- ④ **基準の維持**：スカウトが特別に低い基準で修得したと認識しないよう、課目への挑戦の意義や成果、ちかいとおきての実践等を評価して、困難な状況下で取得したことに対し誇りをもった進歩になるよう最大限の配慮をする。
- ⑤ **特別措置の見直し**：活動の制限の緩和や地域における状況により、順次、特別の考査基準および考査方法を見直し、または、通常の考査基準および考査方法に戻す。

1 ビーバースカウト

実施できる内容で木の葉章課目を履修する。

2 カブスカウト

(1) 進級課目

	細目		特別措置の具体例、考え方
くま	III-10-(3)	ボーイ隊の隊キャンプに1泊以上参加する。又は、選択課目（チャレンジ章）のキャンパー（2-4）を修得する。	ボーイ隊の隊キャンプに1泊以上参加する。 <u>ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可能な場合、ボーイ隊で行われるキャンプに準じた活動への参加とする。</u> 又は、選択課目（チャレンジ章）のキャンパー（2-4）を修得する。
	III-10-(4)	くまスカウトのみのキャンプを1泊経験する。	<u>1泊の個人装備を用意した上で、くまスカウトのみのデイキャンプ（昼食の調理を含む）を経験する。</u>

(2) 選択課目（チャレンジ章）

チャレンジ章は、隊長により、それまでの成果（記録の提出、活動、実践等）を総体的に勘案して、各チャレンジ章の細目が示す水準に達しているかの判断をもって考査することができる。

ただし、以下の考査内容に関する細目について考査することが不可能な場合は、

「**後日実施することを前提**」にする、または

「**同等の努力と能力を必要とする課題に代替**」することができる。

- ・「実演」が必要な内容（例：「演劇家」擬音装置を作り実演、影絵やパントマイムの実演）
- ・「実績」が必要な内容（例：「キャンパー」隊のキャンプに2回以上参加）
- ・「参加」が必要な内容（例：「友情」カブラリー、地区スカウト行事などで他の団のカブスカウトと友達になる）
- ・「資格・認定等」が必要な内容（例：「特技博士」資格か級をもっていること）
- ・「成果物」が必要な内容（例：「収集家」分類整理したコレクションを公開し説明）

3 ボーイスカウト、ベンチャースカウト

(1) 進級課目

	細目		特別措置の具体例、考え方
初級	4-(1)	集会などで行う社会奉仕活動へ積極的に参加する。	<u>1人でもできる奉仕活動に取り組む。</u>
2級	3-(1)-⑥	地図とコンパスを用いた10km程度のハイキングを計画し、隊長の指名する2級以上のスカウト（ただし、適任者がいない場合はベンチャースカウトも可）とともに、保護者の同意のもと実施し、報告する。このハイキングは、1 基本(1) および6 班長会議(1)以外の課目を修了した後に、仕上げの課目として行う。	地図とコンパスを用いた10km程度のハイキングを計画し、隊長の指名する2級以上のスカウト（ただし、適任者がいない場合はベンチャースカウトも可）とともに、保護者の同意のもと実施し、報告する。このハイキングは、1 基本(1) および6 班長会議(1)以外の課目を修了した後に、仕上げの課目として行う。 <u>ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可能な場合、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。</u>
	4-(1)	デンコーチとして3か月以上の奉仕、または社会奉仕活動を3回以上実施する。	（カブ部門のおうちスカウティングへの協力も考慮する。）
	6-(1)	初級スカウトとして3か月以上、隊および班活動に進んで参加したことを班長会議で認めてもらう。	（自粛期間中におけるおうちスカウティングへの取り組み状況も考慮する。）
1級	3-(1)-①	班の炊事係として、2泊3日以上のキャンプの調理を担当する。	班の炊事係として、 <u>5回以上の野外料理</u> を担当する。 （2泊3日→夕食、朝食、昼食、夕食、朝食）
	3-(1)-④	連続5泊以上の隊キャンプか自団の隊または班で参加できる地区、県連盟、日本連盟のキャンプ大会に参加する。	<u>連続3泊以上の隊、班キャンプを含め、通算7泊以上のキャンプに参加する。</u>

	細目		特別措置の具体例、考え方
1 級	3-(1)-⑤	キャンプにおける用便、ゴミ処理ならびに食料保管について、衛生上注意する点を知り、実践できる。	キャンプにおける用便、ゴミ処理ならびに食料保管について、衛生上注意する点を知り、 <u>後日キャンプにおいてどのように実践するかを説明する。</u>
	3-(1)-⑥	1 級旅行（1泊24時間以上のハイキング）の計画書を作成し、必要な個人装備を携行して隊長の指名するベンチャースカウト（ただし適任者がいない場合は1級以上のスカウト）とともに、隊長より与えられた課題と方法によりキャンプを行い、報告する。このハイキングは、1基本(1)および6 班長会議(1)以外の課目を修了した後に、仕上げの課目として行う。	1 級旅行（1泊24時間以上のハイキング）の計画書を作成し、必要な個人装備を携行して隊長の指名するベンチャースカウト（ただし適任者がいない場合は1級以上のスカウト）とともに、隊長より与えられた課題と方法によりキャンプを行い、報告する。このハイキングは、1基本(1)および6 班長会議(1)以外の課目を修了した後に、仕上げの課目として行う。 <u>ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可能な場合、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。</u>
	4-(1)	班での奉仕活動を計画し、隊長の承認を得て実施、報告する。	<u>1人1人で取り組むことができる奉仕活動を考え、隊長の承認を得て、班の仲間呼びかけて実施、報告する。</u>
	6-(1)	2級スカウトとして3か月以上、隊および班活動に進んで参加したことを班長会議で認めてもらう。	（自粛期間中におけるおうちスカウティングへの取り組み状況も考慮する。）
菊	1-(2)	班長や次長（グリーンバー）、またはジュニアリーダーとして隊運営に6か月以上携わる。	（自粛期間中におけるおうちスカウティングへの取り組み状況も考慮する。）
	3-(2)	班長や次長（グリーンバー）として班キャンプ、またはジュニアリーダーとして隊キャンプの計画を立て1泊以上の固定キャンプを実施し隊長に報告書を提出する。	班長や次長（グリーンバー）として班キャンプ、またはジュニアリーダーとして隊キャンプの計画を立て1泊以上の固定キャンプを実施し隊長に報告書を提出する。 <u>ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動</u>

	細目		特別措置の具体例、考え方
菊			<u>の実施が不可能な場合、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。</u>
	4-(1)	団や地域で取り組んでいる奉仕活動に4日以上(1日1時間以上)参加する。	<u>地域の問題等について調べ、問題解決のために自分でもできる社会奉仕を考え、取り組む。</u>
	6-(1)	1級スカウトとして4か月以上、隊および班活動に進んで参加したことを班長会議で認めてもらう。	(自粛期間中におけるおうちスカウティングへの取り組み状況も考慮する。)
隼	2-(1)	自分を含めた2人以上のベンチャースカウトで、安全と衛生および環境に配慮した2泊3日以上移動キャンプ(歩行距離20kmまたは、自転車100km以上)を計画し、隊長の承認を得て実施、報告する。	自分を含めた2人以上のベンチャースカウトで、安全と衛生および環境に配慮した2泊3日以上移動キャンプ(歩行距離20kmまたは、自転車100km以上)を計画し、隊長の承認を得て実施、報告する。 <u>ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可能な場合、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。</u>
	4-(1)	他部門の活動へ6か月以上にわたり奉仕し、その実績を報告する。	(他部門のおうちスカウティングへの協力についても、奉仕の実績と考える。)
	4-(2)	社会的弱者(高齢者、障がい者等)への支援活動を積極的に行い、隊長に活動記録を提出する。	社会的弱者(高齢者、障がい者等) <u>に対して必要な支援について調べ、その趣旨を理解して自分でもできる支援、協力</u> を行い、隊長に活動記録を提出する。
	6-(1)	チームプロジェクトのチーフか主要な役割としてプロジェクトを計画、実施し、隊長に報告書を提出する。または、3泊4日以上隊キャンプの実施計画を作成し、実際に運営を行い、隊長に報告する。	チームプロジェクトのチーフか主要な役割としてプロジェクトを計画、実施し、隊長に報告書を提出する。または、3泊4日以上隊キャンプの実施計画を作成し、実際に運営を行い、隊長に報告する。 <u>ただし、実施する内容が、野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならないために実施が不可</u>

	細目		特別措置の具体例、考え方
隼			<u>能なものは、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。</u>
富士	2-(2)	自ら設定する課題により、2泊3日の単独キャンプ（固定または移動）を計画し、隊長の承認を得て実施後、評価を報告書にまとめ隊長へ提出する。	<p>自ら設定する課題により、2泊3日の単独キャンプ（固定または移動）を計画し、隊長の承認を得て実施後、評価を報告書にまとめ隊長へ提出する。</p> <p><u>ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可能な場合、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。</u></p>
	4-(2)	地区、県連盟、日本連盟の行事等に奉仕し、その実績を報告する。	<p>地区、県連盟、日本連盟の行事等に奉仕し、その実績を報告する。</p> <p><u>ただし、当該行事の開催がない場合は、以下のうち一つを実行する。</u></p> <p><u>① 隊長、コミッショナーの協力を得て、地区や県連盟または複数団による「集合・対面にならない行事」を企画し、実行委員または運営委員として奉仕し、その実績を報告する。</u></p> <p><u>② 隊長、コミッショナーの協力を得て、地区や県連盟または複数団による「オンラインスカウトフォーラム」を企画し、実行委員または運営委員として奉仕し、その実績を報告する。</u></p>
	5-(1)	宗教章を取得するか、取得に対して努力したことを隊長に認めてもらう。	<p>宗教章を取得するか、取得に対して努力したことを隊長に認めてもらう。</p> <p><u>ただし、宗派の開催する講習会の開催されない場合は、隊長の協力を得て、可能な限り教導職の方の指導・</u></p>

	細目		特別措置の具体例、考え方
富士			<u>助言等を受け、宗教・宗派の教えに対する理解を深めるとともに、信仰心を高めるための行いを一定期間実践し、レポートにまとめ隊長に提出する。</u>
	6-(1)	隼スカウトとして自己の成長と社会に役立つための課題を設定し、個人プロジェクト(研究、製作、実験など)を自ら企画して隊長の承認を得たうえで、少なくとも1か月以上にわたって実施、完結させ、隊長に企画書、計画書、および報告書を提出する。	隼スカウトとして自己の成長と社会に役立つための課題を設定し、個人プロジェクト(研究、製作、実験など)を自ら企画して隊長の承認を得たうえで、少なくとも1か月以上にわたって実施、完結させ、隊長に企画書、計画書、および報告書を提出する。 <u>ただし、実施する内容が、野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならないために実施が不可能なものは、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。</u>

(2) 選択課目 (技能章)

技能章は、隊長考査の技能章は隊長により、考査員考査の技能章は技能章考査員により、それまでの成果(レポート、活動、実践等)や面接の内容を総体的に勘案して、各技能章の細目が示す水準に達しているかの判断をもって考査することができる。

ただし、以下の考査内容に関する細目について考査することが不可能な場合は、

「後日実施しすることを前提」にする、または

「同等の努力と能力を必要とする課題に代替」することができる。

- ・「実演」が必要な内容(例:「パイオニアリング章」いかだ、軽架橋、信号やぐらの構築)
- ・「実績」が必要な内容(例:「野営章」入団以来通算10泊以上のキャンプ)
- ・「参加」が必要な内容(例:「救急章」ボーイスカウト救急法講習会もしくはそれに準ずる救急法講習会を修了)
- ・「資格・認定等」が必要な内容(例:「武道・武術章」当該連盟初段以上もしくはそれに相当する試験に合格)
- ・「成果物」が必要な内容(例:「案内章」踏査を行い、その実施計画作成上十分参考となる程度の報告書を作成提出)